

新規入国する留学生のみなさんへ

水際対策強化に係る新たな入国措置（28）に係る手続き要領

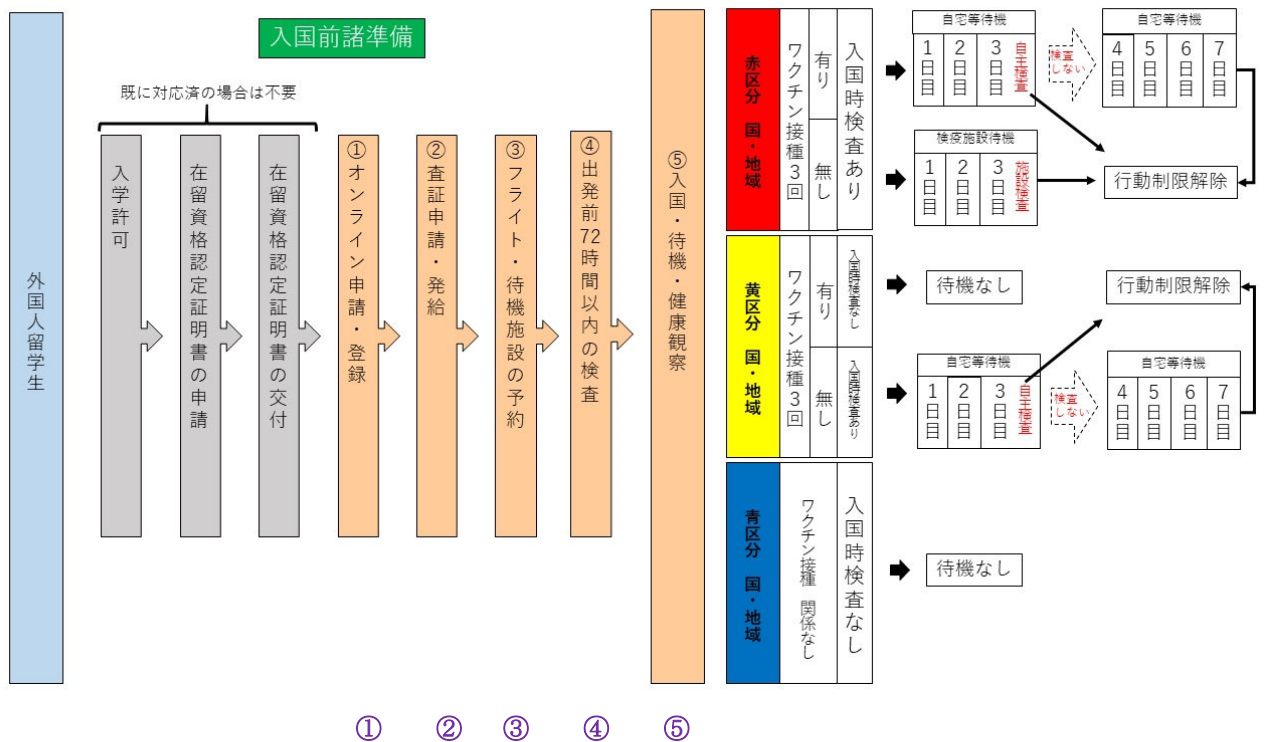
1. はじめに

新たな入国措置（28）は、受入機関が防疫措置を管理することを条件に認められるものです。本手続き要領は、新規入国する留学生のみなさんの各種対応について、とりまとめたものとなっております。

また、新規入国にあたり、本要領と誓約書の内容を熟読し、特に待機期間中、**署名した誓約書の内容を厳しく遵守させることに留意ください。**誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、厚生労働省ページへの公開や、在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ます。

2. 水際対策強化に係る新たな措置（28）の概要について

(1) 新規入国の流れ



① オンライン申請・登録

- ・留学生は、申請書類を部局担当者にメールで提出する。
- ・部局担当者は、申請書類を留学生課にメールで提出する。
- ・留学生課は、まとめてオンライン申請（入国管理システム（ERFS））を行う。

② 留学生は、在外公館へ査証（ビザ）申請、発給

③ 留学生は、フライト予約と、待機ホテル等の予約

④ 留学生は、出国前72時間前検査の受検

⑤ 入国後、要待機の場合は待機・健康観察のうえ、行動制限解除

(2) 入国時の待機日数等について

水際対策強化に係る新たな措置（28）では、入国する前に滞在していた国・地域が「赤」・「黄」・「青」のどの区分であるか、条件を満たした有効な新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書を保持しているか否かで、入国時検査の有無、入国後の待機期間、待機施設が異なります。

まずは、入国前に滞在する国が、「赤」・「黄」・「青」のどの区分なのかをご確認ください。区分については、時々刻々と変更の可能性がありますので、厚生労働省のHPより、常に最新の情報を確認ください。

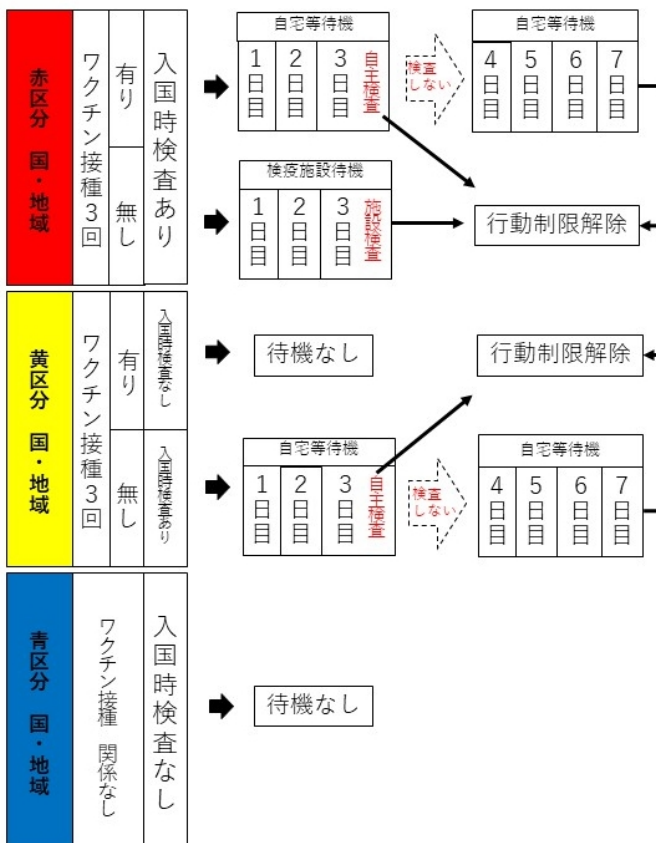
- ・水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の区分について（令和4年5月26日時点）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000943167.pdf>

- ・厚生労働省 水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

●入国後の待機日数等のまとめ



※1 「自宅待機」とは、新規入国する留学生の場合、本学で予約した防疫措置対応ホテルとなります。

※2 「検疫施設待機」とは、検疫所長の指定する、政府が予約した防疫措置の取られたホテルとなります。検疫施設までの交通費及び宿泊料、3日間待機後の検査料は不要です。検疫施設は全国に点在しており、千葉県内の施設に宿泊できるとは限りません。また、検疫施設で待機後に行動制限が解除された場合、そこからの交通費は自己負担となります。

・「赤」区分の国・地域からの帰国者・入国者

入国時検査を受けた上で、検疫所が確保する宿泊施設での3日間待機し、宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅等待機が不要となります。

このうち、ワクチン3回目接種者については、宿泊施設での待機に代えて、原則7日間自宅等待機し、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅等待機の継続は不要です。

・「黄」区分の国・地域からの帰国者・入国者

入国時検査を受けた上で、原則7日間自宅等待機し、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅等待機の継続は不要です。このうち、ワクチン3回目接種者については、入国時検査は無く、入国後の自宅等待機も不要です。

・「青」区分の国・地域からの帰国者・入国者

ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機も不要です。

3. 新規入国に向けた手続き

(1) オンライン申請・登録

(1)－1 申請書の作成・提出

オンライン申請及び、本学での入国管理のため、申請書類の作成・提出をお願いします。

以下の書類を部局担当者にメールにてご提出ください。(提出先:nikkan@chiba-u.jp) 申請書類に基づき、入国者健康確認システム(ERFS)を通じて留学生課より厚生労働省入国者健康管理センターへ提出いたします。

① 入国者健康確認システム(ERFS)用質問票(千葉大学様式)(Excel)

本学指定の様式です。渡日予定日の欄について、査証申請後、取得まで5営業日程度かかること及び、フライト日程等を考慮のうえ、記入してください。

●ワクチンについては、ワクチン名/メーカーまで正確に記載してください。

例: コミナティ (COMIRNATY) /ファイザー (Pfizer)、バキスゼブリア (Vaxzebria) /アストラゼネカ (Astrazeneca)、モデルナ (Moderna) /モデルナ (Moderna)、ヤンセン (Janssen) /ヤンセン (Janssen)、
コミナティ /復星医薬 (フォースン・ファーマ)・ビオンテック、COVAXIN/バーラト・バイオテック、
ヌバキソビッド /ノババックス 等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

●第9報時の様式からの変更で、「宿泊予定施設」、「同宿泊予定施設の住所」を書く欄を設けています。

受付済証に記載されますので、正確に記載ください。書類提出時に未定の場合は、TBD と記入ください。その場合、便宜的に本学国際交流会館宿泊予定として申請します。(便宜的な処理で、国際交流会館の予約を確保している訳ではありません。)

② 誓約書（個人用）（署名済み誓約書をPDF化したもの、入力でも可。）

部局担当者へ提出の際は、氏名欄に入力し、それ以外は空欄でも差し支えありません。入国時に入国審査官に提出する必要があるため、その際には全ての事項を記入してください。

・厚生労働省 HP 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について
様式は変更になることがありますので、最新のもの入手ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

③ 入国者のパスポートの写し（PDF）

④ 有効な在留資格認定証明書の写し（PDF）

なお、本措置の利用対象者に限り、以下のとおり在留資格認定証明書を有効とみなす期間が延長されます。当該措置を行う場合、査証申請時、千葉大学が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書（以下、申立書。）を併せて提出する必要があり、部局担当者が、同文書を作成します。

【本措置の対象となる留学生の取扱い】

対象となる在留資格認定証明書：2020年1月1日～2022年1月31日までに作成されたもの

有効とみなす期間：2022年7月31日まで

対象となる在留資格認定証明書：2022年2月1日～2022年7月31日までに作成されたもの

有効とみなす期間：作成日から「6か月間」有効

【出入国在留管理庁：在留資格認定証明書の有効期間の取扱いについて】

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/17427/>

⑤ ワクチン接種証明書の写し（PDF）

日本政府が認めるワクチン証明書でない場合、待機施設、待機期間が変更となる可能性があります。日本政府が認めるワクチンの詳細については、下記URLをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

(1)-2. 留学生への受付済証等の送付

留学生課で書類をチェックし、不備がない場合、ERFSに申請・登録を行います。受付済証が速やかに発行されますので、部局担当者から送付します。

(1)-3. フライト情報、待機場所の最新情報の連絡について

フライト情報（入国日の変更も含む）、待機場所（ホテル）に変更があった場合、その都度、部局担当者に連絡してください。

なお、受付済証発行後、フライト情報、待機場所が変更になることが想定されますが、変更になった旨を入国時に入国審査官に伝えることで、問題ない旨、文部科学省に確認を取っております。また、ERFS上で情報の更新を行うことが現在はできませんが、今後更新を行うようにシステムが変更になる可能性があります。その場合の情報更新は、留学生課で行います。

(2) 査証（ビザ）申請、発給

送付した受付済証、（申立書）と、取得済の在留資格認定証明書を併せて在外公館に査証の申請を行ってください。申請から発給の期間は通常5営業日程度とされておりますが、国によって異なる可能性がありますので、在外公館に問い合わせてください。

査証申請にあたり、到着空港、宿泊先については、受付済証に記載の情報を使用してください。

査証発給後、フライト情報が確定次第、速やかに部局担当者に連絡してください。（様式任意）

(3) フライト予約と、待機ホテル等の予約

(3)-1 フライト予約

査証取得後、フライト予約を確定させてください。査証取得前にフライト予約を行うことはできますが、在外公館による査証発給が遅れた等の理由で渡航ができなかった場合、キャンセル料等は自己負担となりますので、予めご了承ください。フライトが確定したら速やかに連絡してください。（様式任意）

(3)-2 待機ホテル等予約

- ・「青」区分の国・地域からの全ての帰国者・入国者、及び、「黄」区分で認められたワクチン3回接種者は、待機期間なしのため、本学で確保する待機ホテルを予約する必要はありません。
- ・「赤」区分で、認められたワクチン3回未接種者も、検疫施設での待機となるため、本学で確保する待機ホテルを予約する必要はありません。
- ・上記以外で、新規入国を希望する場合は、本学が指定する旅行会社が手配するホテルで待機期間を過ごす必要があります。

該当の場合、査証取得後、フライト日程を確認しながら、下記の旅行者に渡日希望日等を連絡してホテルを確保した後、フライト予約を確定させてください。なお、ホテルの予約状況により、予約がとれない場合があります。査証取得後、早めに業者にご連絡ください。

【近畿日本ツーリスト】 予約用アドレス：chiba0161-chibau@or.knt.co.jp

※到着後のホテル、3日後のPCR検査料、スマホのレンタル(希望者)、ハイヤー(希望者)を手配します。

※事前調整費が10,000円かかります。

※航空券を併せて依頼することもできます。

※支払いは原則として渡日前にクレジット決済となります。

※土・日・祝日のメール対応はできません。

※ホテルキャンセルポリシーは、7日前より30%、3日前50%、当日100%です。

なお、本学でご案内しているホテルは次のとおりです。

【東横 INN 千葉駅前・成田空港到着】

住所：千葉県千葉市中央区富士見 1-14-6

宿泊／日：7,500 円（税込・朝食含む。）

部屋食／回：1,500 円（税込・昼・夜）

ハイヤー（成田空港より）：20,000 円～25,000 円（手配時により金額が異なる場合があります。）

待機 3 日後の PCR 検査費／回：11,000 円～（手配時により金額が異なる場合があります。）



【東横 INN 羽田空港 1・羽田空港到着】

住所：東京都大田区羽田 1-2-1

宿泊／日：8,600 円（税込・朝食含む。）

部屋食／回：1,200 円（税込・昼・夜）

ハイヤー（羽田空港より）：30,000 円～（手配時により金額が異なる場合があります。）

待機 3 日後の PCR 検査費／回：11,000 円～（手配時により金額が異なる場合があります。）



・ホテル予約は、最初から短縮措置なしの PCR 検査を予約せず、**8泊9日待機の前提で予約をすることを推奨**します。第9報において、待機ホテルについて原則として4泊5日の予約をお願いしていましたが、待機期間短縮のための3日後検査で陽性が出た場合、保健所の対応に遅れが出る傾向があり、すぐに待機施設が用意できない可能性があります。延泊による更なる費用負担や、施設がなかなか決定しない精神的負担増の回避のため、お願いするものです。

・**4泊5日間（到着の翌日から3日間の待機期間）**で予約した場合、空港到着後の待機期間3日後のPCR検

査は旅行会社で手配します。PCR 検査を手配する運営上、可能であれば月曜日にチェックインできる便を予約ください。ご協力をお願いいたします。

4 日目（到着の翌日から 3 日経過後）の検査結果で陰性となり、入国者健康確認センターにアプリで報告を行い、許可が出ると、行動制限が解除されます。検査結果が陽性の場合、入国者健康確認センターの指示に従い、指定施設での宿泊となります。

- ・宿泊するホテルは、原則として、成田空港到着の場合は、東横 INN 千葉駅前、羽田空港到着の場合は、東横 INN 羽田空港 1 を予約してください。但し、予約する日のホテルの空き状況によって、他方のホテルを予約いただいても結構です。
- ・待機期間終了後に国際交流会館に入居予定の場合、ホテルチェックアウト日が土・日・祝日の場合、国際交流会館は平日しか入居ができませんので、それまで別の待機場所を確保いただく必要があります。

(3)-3 入国後の公共交通機関の使用について

入国後 24 時間以内にホテル待機のためにホテルまで移動する場合に限り、自宅待機期間であっても公共交通機関の使用が可能となります。公共交通機関の利用については移動の最短距離とし、途中寄り道や買い物などは決してしないよう徹底ください。また、防疫措置上、旅行会社にハイヤーを事前に依頼することをお勧めします。

(3)-4 民間医療保険の加入

入国日から国民健康保険加入までの期間を補償する保険に加入してください。これは滞在期間の医療費を補償する旅行保険を含みます。加入後、保険証書の写しを渡日前日までに部局担当者に提出してください。

(3)-5 スマートフォンの準備

空港到着時から利用できかつ政府指定のアプリがインストールされたスマートフォンが入国のために必要ですので、必ず準備してください。検疫手続の際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンを所持できない場合、入国前に、空港内でスマートフォンをレンタルしてください。

※レンタルにかかる費用は入国する方の自己負担となります。クレジットカードをご用意いただく必要があります。レンタルに要する費用等について、予め事業者のホームページ等でご確認ください。

【厚生労働省】スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

【株式会社ビジョン】検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者

<https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

(3)-6 Google アカウントの持参

本学では、すべての留学生に千葉大学で発行した Google アカウントをお渡ししていますので、忘れず持参してください。(末尾が「.gs.chiba-u.jp」となっているもの)

入国後の隔離期間の健康観察の際、政府指定のアプリを利用する際に Google アカウントが必要となります。また、本学による健康観察用の Google Forms を利用する際にも必要です。本学の Google Forms にログインするには、千葉大学で発行した Google アカウントが必要になります。

日々の健康観察用に留学生課が提供する Google Forms 回答用 URL は、入国前に各部局が送付します。

(3)-7 ワクチン接種証明書の準備

待機期間の短縮等措置を希望する場合、日本政府が認めるワクチン接種証明書が必要となります。また、日本政府が認める証明書に関わらず、日本での接種の機会等で今後必要となる可能性もありますので、念のため保持するワクチン接種証明書を持参することを推奨します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

(3)-8 質問票の作成

待機期間中における健康フォローアップのため質問票 WEB より回答してください。

質問票の記入は、(3)-9 ファストトラックの利用の中で行うことができます。

【厚生労働省】「質問票の提出について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

(3)-9 「ファストトラック」・「Visit japan Web サービス」の利用の推奨

海外から日本へ入国する方々に対して空港検疫で実施している手続の一部を、入国者健康居所確認アプリ (My SOS) を通じて、WEB 上で日本入国前に済ませることができる「ファストトラック」を実施しています。

「ファストトラック」で実施できる手続は以下のとおりです。これらの手続を日本入国前に済ませることで、日本入国時の検疫手続が簡素になり、スムーズな入国が可能となります。

「ファストトラック」の運用を行っているのは、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、成田国際空港です。

必要事項の入力、出国前72時間以内の検査証明書及びワクチン接種証明書を日本到着予定時刻の6時間前までに行うことによって、スマートフォンの画面を見せるだけで検疫手続が短縮されます。空港到着時の入待ち時間を減らすことができますので、できる限りご利用をお願いします。

- ・「ファストトラック」で入国前に実施が可能な検疫手続
- ・質問票の記入
- ・誓約書の記入
- ・ワクチン接種証明書の有効性の確認

- ・ 出国前72時間以内の検査証明書の有効性の確認
- ・ 健康居所確認アプリ（My SOS）のインストールとログイン

【厚生労働省】 検疫の入国前WEB手続「ファストトラック」のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24332.html

また、「Visit Japan Web サービス」は、デジタル庁が提供する、海外からの入国者が入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービスです。「ファストトラック」「Visit Japan Web サービス」ともに、利用の徹底について文部科学省より指示されておりますので、入国の際は原則として両サービスを利用するよう、ご協力をお願いします。

【デジタル庁】 Visit Japan Web サービス

https://www.digital.go.jp/policies/visit_japan_web/

(3)-10 その他、入国時の留意事項について

その他注意事項について、下記のサイトにまとめてありますので、内容をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889656.pdf> （日本語版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889657.pdf> （英語版）

(4) 出国前 72 時間前検査の予約・受検

入国希望者は出国の際の航空機への搭乗の際や、入国の際に出国前 72 時間以内の検査証明書の提出が必要となります。この予約、受検、検査結果について部局担当者に連絡してください。

【厚生労働省】 検査証明書の提出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

(5) 入国

(5)-1 到着後

待機が必要な場合、空港到着後、24 時間以内で公共交通機関を利用できますが、最短距離で待機場所のホテルに移動し、途中で寄り道や買い物等を決して行わないでください。

ハイヤーを予約した場合、ゲート前で旅行業者がボードを持って、ハイヤーへと誘導し、待機場所のホテルまでお届けします。

(5)-2 所属部局への入国報告

入国後、滞り場所・待機場所に到着したら、所属する学部（研究科）の学務係、留学生課 (nikkan@chiba-u.jp) へ入国報告メールを送信してください。

入国報告メールは、区分「青」及び、「黄」でワクチン3回接種により、待機なしで入国した学生も送る必要があります。

記載事項は以下のとおりです。

【件名】	入国報告
【本文】	日本に入国したので報告します。 氏名、性別、千葉大学での所属、学生証番号、どの国から入国したか、入国日、到着便、到着時間、滞在先、同居者の有無、メールアドレス、電話番号、現在の体調の異常の有無 《以下は該当者のみ》 ・ 検疫における新型コロナウイルス感染症の検査結果 ・ 待機期間短縮を希望している場合、検疫において提出したワクチン接種証明（写し）が有効なものだと判定されたかどうか。

(5)-3 待機期間中の健康観察

待機が必要な場合、待機期間が終了するまでは、以下の報告・確認を行うよう徹底してください。

①日本国政府指定の健康フォローアップ

- ・ My SOS による報告
待機場所・所在地の報告（複数回/日）、健康状態の報告（1回/日）、ビデオ通話への応答
- ・ Google map 等の位置情報記録、COCOA（接触確認アプリ）の利用
利用を継続してください。

【厚生労働省】「スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

②部局担当者による確認

- ・ 待機が必要な場合は待機期間中、Google forms を利用して日々の健康報告を行います。留学生は毎日 11:59 までに報告を行ってください。本学の Google Forms にログインするには、千葉大学で発行した Google アカウントが必要になります。（末尾が「.gs.chiba-u.jp」となっているもの）
- ・ 上記の登録された Gmail アドレスに、留学生が健康報告を行う URL（部局別）を送付します。**必ず入国前にご確認ください。**
- ・
- ・ 可能であれば、渡日前にログインできるかどうか、下記のテストサイトで試してください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeYhUATIPY_nNdygeGXPoEeUhcPDKbc5IPN1F4YWx9MdE1iXw/viewform?usp=sf_link（リンクが働かない場合、URL をコピーしてブラウザのアドレス欄に貼付ください。）

- ・ なお、渡日後にログインできなかった場合は、留学生課（nikkan@chiba-u.jp）及び部局担当者にメールでその旨お知らせいただくとともに、同日の健康観察の情報（氏名・所属学部・研究科（学府）、国籍、入国日、滞在先（ホテル名）、現在の体温、何か症状がある場合、症状）も併せてお知らせください。土・日・祝日の間ログインできない場合は、引き続き、メールで情報をお知らせください。

- ※テストサイトのフォームは以下のとおりです。

健康状態報告用フォーム
Health Status Report Form

このフォームは、入国した私費留学生が大学（留学生課）に健康状態を報告する為のもので、この報告を滞留期間終了まで行っていない場合、大学の敷地内（寮含む）に入ることができなくなります。

The purpose of this form is to report to the university (International Student Division) the health condition of privately funded international students who have entered. If you do not submit this report until the end of the quarantine period, you will not be allowed to enter the university grounds (including dormitories).

z48xf0f0282j@office.gs.chiba-u.jp (共有なし)
アカウントを切り替える

留学生課から付与されたIDを記入して下さい。/Please fill in the ID given to you by the International Student Division.*

性別を記入して下さい。/Please enter your gender.*

1行目 男/Male 女/Female その他/Other

次へ フォームをクリア

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。
このフォームは千葉大学内網で作成されました。 [互換性の問題](#)

Google フォーム

新設のセクション

所属学部、又は研究科（学府）を記入して下さい。/Please fill in the faculty or graduate school (department) to which you belong.*

国籍を記入して下さい。/Please fill in your nationality.*

入国日を記入して下さい。

滞在先（ホテル名）を記入して下さい。/Please fill in the name of the hotel where you will be staying.*

現在の体温を記入して下さい。/Fill in your current body temperature.*

現在何か症状があれば記入して下さい。/Please describe any symptoms you are currently experiencing.*

メールアドレスを記入して下さい。/Please fill in your email address.*

電話番号を記入して下さい。/Please fill in your phone number.*

ご回答 頂きありがとうございます！/Thank you for your answer!
【お問い合わせ先】 千葉大学 留学生課 is@chiba-u.jp
【Person in charge】 Chiba University International Student Division is@chiba-u.jp

(5)-4 PCR 検査の受検

- 待機期間 3 日間終了後の PCR 検査は旅行会社が手配を行い、費用は自己負担となります。MySOS アプリにより、入国者健康確認センターに陰性の結果を届け出て、許可が出されれば、行動制限解除となります。また、この予約は渡日前に行う必要があります。検査費用は本人負担です。

【厚生労働省】入国後の自宅等待機期間の変更等について

PCR 検査が認められる医療機関、陰性の結果を提出する方法等が記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

(5)-5 行動制限解除

①入構許可メールの確認

待機が必要な場合、待機期間終了後、部局担当者にお知らせしてください。

部局事務担当者から、留学生の健康状態に問題がないことを確認したうえで、入構許可メールを送付します。

この入構許可メールによって、待機が必要な留学生が千葉大学へ入構することが可能となります。

また、国際交流会館に新規入居する際に、入構許可メールの提示を求めます。

なお、同手続は、区分「青」及び、「黄」のワクチン 3 回接種者で待機なしの留学生は、必要ありま

せん。

記載事項（文案）は以下のとおりです。

【件名】	入構許可
【本文】	〇〇様 貴殿は日本政府が定める防疫措置において、必要とされる待機期間を終了し、健康状態を確認したため、本学への入構を許可します。 〇〇学部事務部学務係

(5)-6 証明書類の保管

入構後は、本学が政府の定める防疫措置に則り入構したことを証明するため、以下の証明書類（様式自由）を部局担当者に提出してください。

- ・民間医療保険加入の証明となるもの
- ・受付済証
- ・ハイヤー利用の証明となるもの（空港～待機場所）
- ・宿泊施設利用の証明となるもの
- ・入構許可メール
- ・ワクチン接種証明書

*待機期間短縮等の措置を利用した場合は以下も追加となります。

- ・検査結果がわかるもの
- ・入国者健康確認センターからの待機解除許可通知の画像

4. 留学生が有症状等になった際の対応

①有症状又は陽性者となった際（渡日前）

総安機構及び所属の学務係、指導教員、留学生課に連絡してください。
所属の学務係から、渡航の延期も含め、必要な対応を連絡します。

②機内濃厚接触者となった際（渡日後）

総安機構及び所属の学務係、指導教員、留学生課に連絡してください。
所属の学務係から、必要な対応を連絡します。

③濃厚接触者、又は有症状となった際（渡日後）

総安機構及び所属の学務係、指導教員、留学生課に連絡してください。
所属の学務係から、必要な対応を連絡します。

④陽性者となった際（渡日後）

総安機構及び所属の学務係、指導教員、留学生課に連絡してください。

所属の学務係から、必要な対応を連絡します。

到着空港での検査で陽性となった場合は、検疫所職員の誘導に従い検疫所長の指定する宿泊療養施設等にて待機となります。

【連絡先】

- ・総合安全衛生管理機構：info-hsc@office.chiba-u.jp
- ・留学生課：nikkan@chiba-u.jp

5. 費用について

入国に伴い発生する費用については、原則として全て学生負担となります。

以 上

【本件担当】

留学生課副課長（企画・受入担当） 袖山（内線：2192）

留学生サポート係 小川、ウェリー、永野（内線：2196, 2199）

e-mail：nikkan@chiba-u.jp